

「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

(仮称)の構成と基本的な考え方について」への意見を募集します

東京都では、東京2020大会を見据え、社会全体で障害者への理解を深め、差別をなくす

取組を一層推進するための条例案を検討しています。

このたび、別紙のとおり「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

(仮称)の構成と基本的な考え方について」をまとめましたので、都民の皆様からご意見を募集
します。

1 募集期間

平成29年12月20日(水曜日)から平成30年1月18日(木曜日)まで

2 公表資料

○ 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(仮称)の構成と基本的

な考え方について

○ (参考資料) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例検討部会 ―これまでの

議論詳細―

※ 墨字版、テキスト版、ルビ版、拡大文字版については下記ホームページに公表します。点字

資料等をご希望の場合は、東京都福祉保健局 障害者施策推進部計画課権利擁護担当

(03-5320-4559) までご連絡下さい。

3 公表場所

- 福祉保健局ホームページ

【URL】

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/joureikentoubukai.html

- 都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階北側）

4 提出方法

- Eメール

【宛先】 S0000230@section.metro.tokyo.jp

【備考】メールの題名（タイトル）を「差別解消条例に関する意見について」としてください。

- 郵送

【宛先】 郵便番号 163-8001 東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 権利擁護

担当 宛て

- FAX

【番号】 03-5388-1413

※ 原則、ご意見は上記の方法により受け付けますが、他の方法等をご希望の場合は、東京都福祉

保健局 障害者施策推進部 計画課 権利擁護 担当（03-5320-4559）までご連絡ください。

5 提出様式

別紙「意見提出様式」

※ 本様式以外での提出も受け付けます。その際には、差支えのない範囲で、お住まいの区市町村

（都外の方は都道府県名）、年代（30代等）、性別、意見のある項目の番号を記載の上、送付

いただくようお願いいたします。

6 その他の注意事項

- (1) いただいたご意見については、今後策定する条例に反映するほか、広く障害保健福祉施策の参考とさせていただきます。また、いただいたご意見を取りまとめ、都の考え方を整理した上で、都ホームページにて公表する予定です。
- (2) ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- (3) ご意見は日本語で記載してください。
- (4) メールアドレスなど電子機器の性質上得られた個人情報に関するデータは、個人情報を漏えい防止のため消去いたします。

問い合わせ先

福祉保健局障害者施策推進部計画課権利擁護担当

電話 03-5320-4559

ファクシ 03-5388-1413

電子メール S0000230@section.metro.tokyo.jp